

財政部が ECFA 産品原産地特定規則及び原産地関連の行政手順を公布

2010 年 12 月 27 日

海峽兩岸經濟協力枠組協議 (ECFA) の付属書 2「物品貿易アーリーハーベスト産品に適用する臨時原産地規則」(略称は「臨時原産地規則」) 第 4 条及び第 17 条に基づき、産品原産地規則 (PSR : Product Specific Rules、添付 1) 及び臨時原産地規則の執行に関して必要となる行政手順 (添付 3) の 2 件の文書は、双方の原産地規則交渉チームが別途交渉を行い、確定した後に実施する。双方の交渉チームは、既にこの 2 件の文書に関する交渉を完了しており、本年 12 月 27 日に同時公布することを約定している。

ECFA の物品貿易アーリーハーベスト産品の関税減免措置は、来年 (2011 年) 1 月 1 日から実施される。兩岸の貨物は ECFA 付属書 1 の物品貿易アーリーハーベスト産品リストに記載されている他、臨時原産地規則及びその規定に基づいて定められる PSR に適合した場合、同措置が適用される。臨時原産地規則第 2 条の規定に基づき、兩岸で輸出入される貨物は、兩岸で、どちらか一方又は双方での原産材料を一次的に取得又は使用して生産されたものでなければならない。第三国からの輸入材料を使用して製造した貨物の場合、個別物品の PSR に適合した場合、双方を原産とする貨物として認定される。

「物品貿易アーリーハーベスト産品に適用する臨時原産地規則」 (PSR)

ECFA 物品貿易アーリーハーベスト産品で原産以外の材料を使用して生産したものは、加工又は製造の過程で実質的変更の程度に達した場合、兩岸を原産地とする貨物と認定することができる。PSR は個別のアーリーハーベスト産品に対してその異なる特性に基づき、項目ごとに実質的な変更基準を定めている。それには関税番号変更基準 (2 桁レベル(類)又は 4 桁レベル(項))、域内原産割合 (RVC) 基準、加工工程基準等が含まれる。アーリーハーベスト産品リストの PSR の基準類別統計及び整理表は添付 2 の通り。

「物品貿易アーリーハーベスト産品に適用する臨時原産地規則の行政手順」

行政手順の内容は、ECFA 原産地証明書の書式、発行及び申請規定、有効期間、事後発行申請の状況、保存規定、輸入に関する義務、原産地発給規定、特惠関税待遇拒否の状況、双方の連絡・意思疎通のシステムなどを含む。ECFA 物品貿易アーリーハーベスト特惠関税税率の適用を申請する業者は、輸出通関前に ECFA 原産地証明書を申請することが必要となる。台湾の原産地証明書は、經濟部国際貿易局が関係発給機関に委託して発行する。原産地証明申請に関する手続きは同局服務組に問い合わせることができる。

業者による ECFA 特惠関税待遇適用の申請に関して、主な注意事項は下記の通り。

1. ECFA 特恵関税待遇の適用を申請する商品がアーリーハーベストのリストの範囲内にあることを確定する。業者が関税番号に対して疑問がある場合、双方の最新の税関輸入税則 8 桁レベル対照表（財政部関政司及び関税総局のホームページに公開）を参考にすることができる。それでも確定できない場合は、輸入地の税関に税則事前審査を申請し、輸入しようとしている貨物がアーリーハーベスト製品の範囲内であるかどうかを確認することができる。

2. 原産地証明書は輸出通関前に取得しなければならない。原産地証明書は、特定状況に適合している場合に、貨物の輸出通関の日から 90 日以内に事後発行を申請することができる。その他は、貨物の輸出通関前に取得しなければならない。当該の特定状況とは以下を指す。(1) 不可抗力又は輸出側が規定によって受け入れることのできる正当な理由がある場合、(2) 証明書に記入又は発行する際に技術的な誤りが発生した場合、(3) 証明書を遺失又は破損した場合。

3. 主体的に税関に対して輸入貨物が原産貨物であることを申告する。輸入申請書の「輸出入貨品分類号列附碼」欄に「PT」（特恵関税待遇 Preferential Tariff Treatment）と記入する。記入しておらず、一般税率に基づいて納税して通関した貨物は、事後に証明書を補充しても既に納付した関税の返還を申請することはできない。

3. 有効な原産地証明書を提出する。輸入申請書の「主管機関指定代号」欄に中国側が授権した機関が発行した原産地証明書番号を記入し、有効な原産地証明書の正本を添付する。1 通の原産地証明書に記載する貨物は 20 項目を超えることができず、1 通の原産地証明書は 1 通の輸入申請書に対応することしかできない。

4. ECFA が来年（2011 年）1 月 1 日に物品貿易アーリーハーベストを実施する前に発送した貨物には、特恵関税待遇を適用することはできない。ECFA 物品貿易アーリーハーベストの関税減免の適用を申請する貨物は、来年 1 月 1 日以後に発送するものでなければならない。ECFA 物品貿易アーリーハーベストは来年 1 月 1 日に実施を開始することから、原産地証明書は同日から取得することができ、特恵関税の適用を申請する貨物は輸出通関前に原産地証明書を取得することが必要であるため、来年 1 月 1 日より前に輸出側が発送する貨物は原産地証明を取得することができず、ECFA の特恵関税待遇を適用することができない。

5. 直接運輸の規定に適合している。特恵関税待遇の適用を申請する貨物は、原産地認定基準に適合している他、兩岸の直接運輸において、特殊な考慮及び特定条件に適合する以外、第三地で積み替え又は停留することはできない。特殊な考慮及び特定条件とは、地理的原因又は運輸の必要に基づき、貨物が第三地で貿易、商業又は消費の状況が発生せず、

積み下ろし、再包装、又は貨物を良好な状態に保つために必要な処理の他、貨物が当該第三地でいかなるその他の処理も経ていないことを指す。第三地を経由する貨物は、積み替え又は停留の時間が 60 日を超えず、第三方の税関の監視の下にあることが必要となる。輸入業者が貨物の輸入を申告する際、中継地の税関が発行する証明文書及び輸入側の税関が認可したその他の証明文書を提出しなければならない。例えば、輸入貨物が香港、マカオを経由した場合、当該地区の税関に中継確認書の発行を申請し、それをもって輸入側の税関に特惠関税待遇の適用を申請する。添付していない場合は、輸入側の税関は当該貨物に対して特惠関税待遇の適用を拒絶することができる。

6. メーカー又は輸出業者は原産地関連の証明文書を保存しなければならない。ECFA 物品貿易アリーハーベストの実施を確実にするため、双方の税関はすでに原産地確認システム及び連絡窓口を確立しており、税関での疑問案件の確認について即時連絡を行う。ECFA 実施後、輸入側の税関は原産地に疑問がある案件に対して、輸出側の税関に関連の原産地証明文書の提出を請求することが可能であり、輸出側の税関は輸出業者、メーカー又は発給機関に確認の協力を要求し、120 日以内に輸入側の税関に回答しなければならず、そうでなければ輸入側の税関は当該輸入貨物に対して特惠関税待遇の適用を拒絶することができる。輸出業者、メーカー、発給機関は原産地関連の証明文書を保存し、税関の確認に協力しなければならない。現在、双方はすでに、台湾は財政部関税総局、中国は海関総署に連絡窓口を開設することを約定している。

業者が物品貿易アリーハーベストの通関問題に対して疑問がある場合、各地区の関税局 ECFA 専門窓口にお問い合わせ、又は財政部関政司、関税総局及び各地区の関税局のホームページで ECFA 関連法規及び通関に関してよくある質問への回答を検索することができ、専用アドレスに電子メールで問い合わせることもできる。

添付 1: 「物品貿易アリーハーベスト產品に適用される產品特定原産地規則」 (PSR)

添付 2: PSR の標準類別統計及び整理表

添付 3: 「物品貿易アリーハーベスト產品に適用される臨時原産地規則の行政手順」

新聞連絡人: 劉芳祝科長、郭于瑛專員

連絡電話: 23228220、23228228